労働保険事務組合の皆様へ

令和７年度
労働保険　年度更新
申告書の書き方

提出は金融機関･郵便局又は管轄の都道府県労働局･労働基準監督署へ

申告･納付は6月2日（月）から7月10日（木）までに

※申告･納付期日最終日である7月10日（木）は、金融機関窓口･労働局･労働基準監督署において大変混雑することが予想されますので、お早めに申告･納付ください。

⚠ 5月中の受付はできません（電子申請を含む）。

◯労災保険における特別加入者について

特別加入者の給付基礎日額の変更を希望する場合は、

･3月2日から3月31日までに「給付基礎日額変更申請書」による変更申請が必要です。

･年度更新期間中においては「保険料･一般拠出金申告書内訳」又は「給付基礎日額変更申請書」により、当年度の給付基礎日額の変更が可能です（災害発生前の変更申請が前提となります）。

＜便利な申告･納付方法のご案内＞

◯口座振替による納付
納付窓口に行かなくても、納付が可能です。
（詳しくは、裏表紙を参照ください。）

◯電子申請による申告･電子納付
24時間どこでも申告･納付が可能です。
（詳しくは、P.35を参照ください。）